

広島県告示第五百十三号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成十六年広島県規則第四十七号）第五条第二項の規定によって、ボートパーク広島の管理を行う指定管理者から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十六年七月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定管理者の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地

1 名称及び代表者の氏名

WAKO広島ボートパーク株式会社

代表取締役 古賀 淳一郎

2 主たる事務所の所在地

広島市中区南吉島一丁目一番

二 変更事項及び内容

1 変更事項

指定管理者の名称

2 変更内容

変	更	前	変	更	後
WAKO	広島ボートパーク	株式会社	株式会社	WAKO	広島ボートパーク

三 変更年月日

平成二十六年三月七日